

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

| 部署名 | 所属長 |
|--|-------|
| 財務部 | 堀本 俊行 |
| 1. 現状と課題 | |
| <p>① 財政計画について、財政見通しを踏まえ、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」の二つの視点により定めた目標値を達成するため、本計画に基づいた対応策に取り組む必要がある。</p> <p>② 財務会計システムのリース期間が令和6年9月30日で満了となることから、デジタル行政の一環として、電子決裁に対応し、効率性や利便性の向上を踏まえた次期システムの導入に向け検討を行う必要がある。</p> <p>③ 庁舎管理については、引き続き、利用者の安全に配慮した修繕を行うなど、庁舎の適切な維持管理に努める必要がある。また、普通財産については、維持管理費の削減や自主財源の確保の観点から、未利用の普通財産の売却を引き続き促進する必要がある。</p> <p>④ 公平・公正・適正な課税事務を行い、自主財源の確保を図る必要がある。また、デジタル社会の進展に対応していく必要がある。</p> <p>⑤ 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理において預貯金調査の電子化を導入し、財産調査が効率的になったことから早期に滞納整理の判断をする必要がある。</p> <p>⑥ 災害に対しての危機管理意識について、部内で共通認識を持ち意識の醸成を継続的に図る必要がある。</p> | |
| 2. 取組方針 | |
| <p>① 財政計画について、毎年度財政見直しを見直し、計画に基づいた「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」の対策を推進していく。</p> <p>② 予算の編成・執行について、次期財務会計システムの稼働は令和6年度になる予定であることから、導入に向けた他自治体の動向調査、製品情報調査、課題の抽出・整理など検討を行う。</p> <p>③ 老朽化の進んでいる庁舎及び庁舎設備について、不具合が生じた際は迅速に修繕等を行うと共に、事故を未然に防止するための点検・確認を行うことで、庁舎利用者等の安全確保に努める。また、普通財産については、引き続き土地の購入希望者への売却情報の周知に努めると共に、売却方法等のさらなる拡充を検討する。</p> <p>④ 公平・公正・適正な課税事務については、課員一人ひとりが法令を遵守し業務に取り組めるよう各種研修に積極的に参加し、税務知識の習得及び自己の資質向上を図る。また、地方税共通納税システムの対象税目拡大や軽自動車税に関する手続き等地方税の電子化については、職員間の情報共有、関係部署と連携を取り着実に実施し、納税者の利便性向上を図る。</p> <p>⑤ 滞納者の財産調査の電子化に伴い早期に徴収可能額の判断が出来ることになったことから、国内に居住のない滞納者の早期の滞納整理や国内居住の滞納者の生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分又は処分の執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。</p> <p>⑥ 危機管理意識の醸成を適切な素材を用いながら部内で随時実施する。</p> | |
| 3. 中間レビュー | |
| <p>① 財政計画の見直しにおいては、財政状況に令和3年度決算額の情報を追加し、それを踏まえて令和5年度当初予算をベースとした財政見直しへと更新したうえで、庁内で共有すると共に公表した。令和6年度予算編成においては、財政計画で示した今後の見通しや目標値を意識し、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」につなげていく。</p> <p>② 次期財務会計システムについては、伝票処理を電子決裁化する方向性を決定し、要件を満たす製品に関する情報収集をしたほか、導入の候補となり得る事業者による製品のデモンストレーションを通じて各製品の機能や操作方法を確認した。これを参考に、本町が必要とするシステムの仕様の整理や価格の調査などを行っていく。</p> <p>③ 庁舎及び庁舎設備の不具合について、業務に支障がでないよう迅速に修繕等の対応を行った。引き続き来庁者や職員等が安全に庁舎を利用出来るよう点検等を行い、不具合が発生した際には迅速に修繕等を行っていく。普通財産については、適切な維持管理を行うため未利用となっている町有地について台帳の整備を行うと共に、町有地の売却方法や周知方法についてさらなる拡充を検討していく。</p> | |

- ④ 群馬県及び税務署主催の各種研修会に積極的に参加したほか、市町村職員中央研修所の専門研修に参加するなど、税務職員としての資質向上及び知識習得に向けた取り組みを行った。地方税関連事務の電子化については、職員間で最新情報の共有を図ると共に、関係機関と密接に連携しながら運用ネットワークシステムへの接続テストを試行するなど、納税者の利便性向上への取り組みを行った。
- ⑤ 連絡が取れず、出国や居所不明となっている者で財産調査の電子化により判明した預貯金について、随時に滞納処分により徴収を行った。
- ⑥ 危機管理の取り組みについては、税務課では、災害時を想定し税額計算システムに頼らず手書き計算での試算が出来るよう日々の業務にて意識付けを行っている。また、被災家屋の被害認定研修に参加し、研修内容を係内で共有するなど、職員の能力及び資質向上に向けた取り組みを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

| 施策名 |
|------------------|
| Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営 |
| |
| |

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

| | |
|-----|--------|
| 部署名 | 所属長 |
| 財政課 | 久保田 輝己 |

1. 現状と課題

- ① 財政計画について、財政見通しを踏まえ、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」の二つの視点により定めた目標値を達成するため、本計画に基づいた対応策に取り組む必要がある。
- ② 予算の編成・執行について財務会計システムを導入し、その事務を行っているが、紙決裁による事務処理を前提としており、ペーパーレス、ハンコレスに対応できない状況である。現行システムのリース期間が令和6年9月30日で満了となることから、デジタル行政の一環として、電子決裁に対応し、効率性や利便性の向上を踏まえた次期システムの導入に向け検討を行う必要がある。
- ③ 財政状況の公表について、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰などによる経済情勢への影響を踏まえると、本町の財政は今後も厳しい状況が続くものと見込まれるが、政策を着実に進めていくためには、持続可能で安定的な行財政運営の確立・維持に努めつつ、本町の財政状況、財政運営を理解してもらう必要がある。

2. 取組方針

- ① 財政計画について、毎年度財政見直しを見直し、計画に基づいた「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」の対策を推進していく。
- ② 予算の編成・執行について、次期財務会計システムの稼働は令和6年度になる予定であることから、導入に向けた他自治体の動向調査、製品情報調査、課題の抽出・整理など検討を行う。
- ③ 財政状況の公表について、本町の財政状況や財政運営をわかりやすく理解してもらえよう、継続的に広報紙や町ホームページの見直しを行っていく。

3. 中間レビュー

- ① 財政計画の見直しにおいては、財政状況に令和3年度決算額の情報を追加し、それを踏まえて令和5年度当初予算をベースとした財政見直しへと更新したうえで、庁内で共有するとともに公表した。令和6年度予算編成においては、財政計画で示した今後の見通しや目標値を意識し、「財政構造の弾力性の確保」、「財政運営の安定性・継続性の確保」につなげていく。
- ② 次期財務会計システムについては、伝票処理を電子決裁化する方向性を決定し、要件を満たす製品に関する情報収集をしたほか、導入の候補となり得る事業者による製品のデモンストレーションを通じて各製品の機能や操作方法を確認した。これを参考に、本町が必要とするシステムの仕様の整理や価格の調査などを行っていく。
- ③ 当初予算、補正予算とも、予算書及び付属資料を町ホームページへ掲載するとともに、概要についての説明を加えて情報提供している。また、広報紙へ掲載している決算概要については、必要な情報をシンプルに伝える内容へと変更した。引き続き、補正予算をはじめ財政状況については、より簡潔で分かりやすく公表していく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|-----|------|
| | |
| | |
| | |

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

| | |
|-------|-------|
| 部署名 | 所属長 |
| 契約管財課 | 岩瀬 光裕 |

1. 現状と課題

- ① 入札及び契約検査事務については、新担い手3法(品確法、建設業法、入契法)に基づき、公共工事における適正な工期の設定、現場の処遇改善の確認等を行い、公共工事の一層の品質確保及び労働環境の改善に努める必要がある。
- ② 庁舎管理については、引き続き、利用者の安全に配慮した修繕を行うなど、庁舎の適切な維持管理に努める必要がある。
- ③ 公用車管理については、ゼロカーボンシティの実現に向けた、公用自動車の適正な管理・運用を図る必要がある。
- ④ 普通財産については、維持管理費の削減や自主財源の確保の観点から、未利用の普通財産の売却を引き続き促進する必要がある。

2. 取組方針

- ① 入札及び契約検査事務については、入札及び契約が適切に行えるよう関係部署への必要な助言や指導を行うと共に、工事完成現場、関係書類等を厳格に検査・確認することで、公共工事の品質の確保及び労働者の処遇改善を図る。
- ② 老朽化の進んでいる庁舎及び庁舎設備について、不具合が生じた際は迅速に修繕等を行うと共に、事故を未然に防止するための点検・確認を行うことで、庁舎利用者等の安全確保に努める。
- ③ 公用車管理については、利用者が安全に乗車できるよう適切な管理を行うと共に、ゼロカーボンシティの実現に向けた公用自動車の適切な管理・運用を図る。
- ④ 普通財産については、引き続き土地の購入希望者への売却情報の周知に努めると共に、売却方法等のさらなる拡充を検討する。

3. 中間レビュー

- ① 適切な入札の執行及び契約が行えるよう関係部署に対し指導、助言を行った。工事等については施工現場及び提出書類について厳格に検査を行い公共工事の品質の確保に努めた。今後も引き続き厳格な検査を行うことで公共工事の品質を確保すると共に労働者の処遇改善を図っていく。
- ② 庁舎及び庁舎設備の不具合について、業務に支障がでないよう迅速に修繕等の対応を行った。引き続き来庁者や職員等が安全に庁舎を利用できるよう点検等を行い、不具合が発生した際には迅速に修繕等を行っていく。
- ③ 公用車の管理については、確実に法定点検等を行うなど適切な管理を行った。ゼロカーボンシティの実現に向けた公用車の適切な管理・運用方法について、引き続き調査研究を進める。
- ④ 普通財産については、適切な維持管理を行うため未利用となっている町有地について台帳の整備を行ってきた。引き続き台帳の整備を進めると共に町有地の売却方法や周知方法についてさらなる拡充を検討していく。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|-----|------|
| | |
| | |
| | |

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

| 部署名 | 所属長 |
|---|--------|
| 税務課 | 千吉良 輝夫 |
| 1. 現状と課題 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 公平・公正・適正な課税事務を行い、自主財源の確保を図る必要がある。 ② 毎年行われる税制改正に対しては、複雑化する税制を習得し納税者へ改正内容をわかりやすく周知する必要がある。 ③ デジタル社会の進展に対応していく必要がある。 ④ 課税業務に不可欠である電算システムについては、適正な状態を維持する必要がある。 ⑤ 審査請求や課税額に関する問い合わせ等について、適切に対応していく必要がある。 ⑥ 個人情報の取扱いとして、適切な管理保護に取り組む必要がある。 ⑦ 危機管理の取り組みとして、災害対応の共通認識を共有する必要がある。 | |
| 2. 取組方針 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 公平・公正・適正な課税事務については、課員一人ひとりが法令を遵守し業務に取り組めるよう各種研修に積極的に参加し、税務知識の習得及び自己の資質向上を図る。 ② 税制改正の対応については、改正内容を理解し職員間の共通認識を図る。改正内容について町ホームページ等を活用して周知を図る。 ③ 地方税共通納税システムの対象税目拡大や軽自動車税に関する手続き等地方税の電子化については、職員間の情報共有、関係部署と連携を取り着実に対応し、納税者の利便性向上を図る。 ④ 電算システムについては、税制改正事項や各種課税情報等が適切に反映・処理されているか確認を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。 ⑤ 納税者からの審査請求や納税通知書に関する問い合わせに対し、税務専門用語の多用を避け丁寧でわかりやすい説明を意識し、説明責任を果たす。 ⑥ 課税事務で取り扱う個人情報については、情報セキュリティポリシーを遵守し、厳格な管理保護に取り組む。 ⑦ 危機管理の取り組みについては、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し、システムに頼らずに税額計算ができるように手書き計算に取り組む。資産税係では被災認定研修に参加し知識を習得する。 | |
| 3. 中間レビュー | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 群馬県及び税務署主催の各種研修会に積極的に参加したほか、市町村職員中央研修所の専門研修に参加するなど、税務職員としての資質向上及び知識習得に向けた取り組みを行った。 ② 税制改正への対応については、職員間の共通認識を図るとともに、改正事項について町ホームページに掲載するなど周知啓発を行った。また、各納税者からの問い合わせに対し、わかりやすく丁寧な説明を実施した。 ③ 地方税関連事務の電子化については、職員間で最新情報の共有を図るとともに、関係機関と密接に連携しながら運用ネットワークシステムへの接続テストを試行するなど、納税者の利便性向上への取り組みを行った。 ④ 電算システムについては、税制改正事項や入力データの正確な反映状況を確認するとともに、賦課算定事務全般の進捗管理及び各税額計算システムの適正な運用に向けた取り組みを行った。 ⑤ 納税通知書発送後の問い合わせ等に対し、わかりやすく丁寧な説明対応を実践している。また、納税まで関係する事案については、収納課と連携しながら賦課から納付までの流れを一括して簡潔に説明対応している。 | |

- ⑥ 個人情報の取り扱いについては、各課員が情報セキュリティポリシーを遵守し、日々の業務での厳格な管理保護に取り組んでいる。また、情報漏洩等の未然防止を常に意識しながら日々の業務対応を行っている。
- ⑦ 危機管理の取り組みについては、災害時を想定し税額計算システムに頼らず手書き計算での試算ができるよう日々の業務にて意識付けを行っている。また、被災家屋の被害認定研修に参加し、研修内容を係内で共有するなど、資産税担当職員的能力及び資質向上に向けた取り組みを行った。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|-----|------|
| | |
| | |
| | |

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

| 部署名 | 所属長 |
|--|-------|
| 収納課 | 高橋 直樹 |
| 1. 現状と課題 | |
| <p>① 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理において預貯金調査の電子化を導入し、財産調査が効率的になったことから早期に滞納整理の判断をする必要がある。</p> <p>② 町税等の納期内納付を推進するため、納付が確実な口座振替の利用拡大に取り組む必要がある。</p> <p>③ 滞納者に対する納税催告は、郵便、電話、訪問により行っているが、催告文書の内容や時期など再考し、より効果的な納税催告に取り組む必要がある。</p> <p>④ 住民登録を残したまま転出するなど、居住実態不明の滞納者が多く、滞納整理の妨げとなっている。</p> <p>⑤ 地方税共通システムの普及拡大に伴い利便性向上のため多様な納付方法に対応していく必要がある。</p> <p>⑥ 外国籍の方が、出国する場合に、出国までに確定する税額については、未納のまま出国しないように徴収する必要がある。</p> | |
| 2. 取組方針 | |
| <p>① 滞納者の財産調査の電子化に伴い早期に徴収可能額の判断が出来ることになったことから、国内に居住のない滞納者の早期の滞納整理や国内居住の滞納者の生活状況調査、納税相談等その結果を踏まえた差押え処分又は処分の執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。</p> <p>② 口座振替の利用拡大のため、ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書送付時に同封する。また、転入時や各保険加入時や家屋評価時などに、口座振替勧奨チラシを配布するなど周知を図る。</p> <p>③ 転出者の過年度分の滞納に対しては、携帯電話のショートメッセージサービスを利用し、文書催告の効果を高めていく。また、現年度の滞納に対しては、引き続き電話催告をはじめ段階的に文書内容を強めていく工夫などして自主納付の勧奨を図る。</p> <p>④ 滞納者の居住の有無を把握するため、定期的な居住実態調査や入管等関係機関への照会を実施し、その結果を受け、職権消除依頼など関係課との連絡調整を行う。</p> <p>⑤ 地方税共通システムで予定されている取扱い税目の拡充及びQRコードによる決済に対応し利便性の向上を図っていく。</p> <p>⑥ 税務課と協力して特別徴収義務者に対し、外国籍の従業員が帰国する場合に、一括徴収や納税管理人の設定についての依頼を納税通知書などに同封し依頼する。</p> | |
| 3. 中間レビュー | |
| <p>① 連絡が取れず、出国や居所不明となっている者で財産調査の電子化により判明した預貯金について、随時に滞納処分により徴収を行った。</p> <p>② ハガキタイプの口座振替申込書を納税通知書に同封し、口座振替の利用促進を図った。また、ハガキタイプの口座振替申込書を各窓口で常備し、窓口来庁時に随時に配布出来るようにした。</p> <p>③ 催告書送付時に、ショートメッセージサービスを利用した催告を併せて実施した。また、時間内や延長窓口時に電話による催告を実施した。</p> <p>④ 文書が返戻になった住所地を随時に訪問し、早期の居住実態の把握に努めた。また、引き続き居所不明が判明した案件については、職権消除の依頼を行った。</p> <p>⑤ 地方税共通納税システムで対応している税目については、納付書にQRコードを印字し、QRコードで納付が出来るように対応した。</p> <p>⑥ 出国を予定して来庁した方で、通常の当初課税がされる前に出国し、その出国後に課税される方に対して、その旨を説明して、課税予定額を伝え、予納を実施した。</p> | |
| 4. 最終レビュー | |

5. 所管する施策及び主要事業

| 施策名 | 主要事業 |
|------------------|------|
| Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営 | 徴収費 |
| | |
| | |